

東京都における再犯防止の取組



東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部

共生社会担当課長 宮澤 夏樹

1. 第二次東京都再犯防止推進計画

➤ 計画の位置付けと経緯

- ・再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、国は、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定。地方公共団体は、地方再犯防止推進計画を定める努力義務
これを受け、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画を策定（計画期間：令和元年度～令和5年度）
- 国は、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定



**都は、第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、
国計画を勘案し、令和6年3月に第二次計画を策定**

基本的考え方

再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、民間支援機関等と連携し、各種取組を推進



計画期間

令和6年度（2024年度）から
令和10年度（2028年度）までの 5年間

- 国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題を設定

第二次東京都再犯防止推進計画の概要

基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

主な取組

1 就労・住居の確保等

【就労の確保等】

- ・ ソーシャルファームの創設を促進

【住居の確保等】

- ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

【高齢者又は障害のある者等への支援等】

- ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施

【薬物依存を有する者への支援等】

- ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

- ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供
- ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成
- ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化
- ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催
- ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等

2. 「犯罪お悩みなんでも相談」

- 犯罪をした者等やその家族・支援者等からの相談を受け付け、適切な支援につなぎ、もって、再犯等を防止

東京都

家族が万引きを繰り返している...

思わず暴力...

そんなときは...

立ち直りを支えたい...

やめたいのにやめられない...

犯罪お悩みなんでも相談 があります!!!

電話相談はこちら **03-6907-0511**

メール相談はこちら

受付日・時間

火曜日・木曜日・土曜日 (祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時

匿名相談OK 秘密厳守 相談無料

対象 都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、支援に携わる方など

実施期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月22日(土)

●犯罪をやめたいのにやめられない人、犯罪や非行から立ち直りたい人、一人で抱え込まず、どんなことでもお気軽にご相談ください。

●社会福祉士等の専門職が丁寧にお聞きして、あなたに合った支援につなぎます。

●ご家族、支援に携わる方からの相談も受け付けています。

●本事業に関する問合せ 東京都生活文化スポーツ局 市民安全推進部 市民安全課 ☎03-5388-2747 令和6年4月発行

●対象

犯罪行為をしてしまう本人、その家族・支援者等

●受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月22日(土)
火曜日・木曜日・土曜日(祝日・年末年始除く)
午前9時から午後5時まで

●受付方法

電話相談、メール相談

●相談員

社会福祉士等の専門職

3. 区市町村における再犯防止施策の促進及び連携

区市町村サポート事業（令和4年度開始）

区市町村における再犯防止の取組を後押しするため、相談事業におけるこれまでの対応ノウハウを活用し、**区市町村の課題やニーズに応じた職員向け研修会の開催、メールマガジン等による情報提供等を実施**

再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会（令和4年度開始）

区市町村の再犯防止所管部署が出席する連絡会を開催し、都、区市町村相互の情報交換や、取組事例の共有を行って、連携を図っている。

4. 非行少年・再犯防止支援ガイドブック

➤ 犯罪をした者等の社会復帰支援に携わる方々を支援



【配布先】

保護司、区市町村職員、
更生保護・福祉等の関係機関、
NPO法人等の民間支援機関 等

【ポイント】

- ① 様々な支援機関・団体や制度の情報を一元化して紹介
- ② 犯罪をした人などからの具体的な相談事例と支援の流れについてフローチャート化
- ③ 犯罪をした人などの社会復帰支援に携わっている機関・団体や、出所後に社会復帰をした協力雇用主などによるコラムを掲載

5. 会計年度任用職員の雇用

➤ 保護観察対象少年を雇用

東京都生活文化スポーツ局において、保護観察対象少年を会計年度任用職員（※）として雇用し、非行少年や非行歴のある若者の社会復帰に向けた取組の一環としている。

6. 再犯防止に関するポータルサイトの開設

リスタネット

検索

